

後発医薬品使用促進事業計画

小美玉市国民健康保険第3期 データヘルス計画第4期 特定健康診査等実施計画に記載された健康課題のうち、健康維持増進のための社会環境・体制（後発医薬品使用促進）に関する個別事業計画を以下のとおり定め実施する。

【背景】

令和4年9月時点の後発医薬品の使用割合は78.8%で、県の80.6%と比較して1.8ポイント低い（図表1）。

図表1：後発医薬品の使用状況

	令和1年9月	令和2年3月	令和2年9月	令和3年3月	令和3年9月	令和4年3月	令和4年9月
小美玉市	73.8%	75.9%	77.0%	78.6%	78.7%	78.5%	78.8%
県	75.8%	78.2%	79.2%	80.0%	79.8%	80.0%	80.6%

【出典】厚生労働省 保険者別の後発医薬品の使用割合

【実施期間】

令和7年4月1日～令和12年3月31日

【取組】

① 社会環境・体制整備のための取組内容

事業タイトル	事業目標	事業概要	事業評価						
ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品の使用割合を80%まで高める。	ジェネリック医薬品への切り替えによる経済的な利益を周知し、利用の促進、医療費の節約を促進する。							
ストラクチャー		プロセス							
レセプト情報を元に国保連合会に通知書の作成を委託し、納品後に発送する。		ジェネリック医療費利用差額通知を年3回送付する。							
アウトプット									
評価指標	開始時		平成6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	指標評価
通知回数	3回	目標値	3回	3回	3回	3回	3回	3回	
		実績値							
アウトカム									
評価指標	開始時		平成6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	指標評価
使用割合	78.8%	目標値	79.0%	79.0%	79.0%	79.0%	79.0%	80.00%	
		実績値						-	
課題・阻害要因		方針							
被保険者に対する啓発活動や正確な情報提供が必要である。また、後発医薬品等の製造業者における信頼回復が進まないなどの課題が挙げられる。		患者がジェネリック医薬品を選択する際に、その利点や価格差について最新かつ正確な情報を提供することで、医療費の削減や医療保険財政の改善に寄与する。							